

横浜市・川崎市で夜間営業時間の短縮にご協力いただいた皆様へ

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 (第4弾 再度の申請受付)のご案内

県では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、12月15日の県の要請に応じて、夜間営業時間の短縮(時短営業)にご協力いただいた事業者の皆様に対し、協力金を交付します。

※さらに令和3年1月4日の追加要請に応じて、令和3年1月8日～11日の期間、20時(酒類の提供は19時)までの時短営業を実施した場合、協力金を追加で交付します(今回、新たに要請対象となる店舗については、裏面をご確認ください)。

交付額：1店舗あたり最大100万円(22時まで時短した場合)

対象店舗	通常、22時～5時(令和3年1月8日～11日の期間の追加要請は20時～5時)までの時間帯に営業をしていた店舗で、酒類を提供している飲食店、カラオケ店(テイクアウト専門店・イートインスペースのあるスーパーやコンビニ・キッチンカー等は対象外)													
対象地域	横浜市、川崎市													
時短営業要請期間	令和2年12月18日(金)～令和3年1月11日(月) ※追加要請：令和3年1月8日(金)～令和3年1月11日(月)													
要請内容	5時から22時までの時短営業 ※追加要請：5時から20時(酒類の提供は19時)までの時短営業													
協力金	<p>1店舗あたり最大100万円 (1/8～11の期間、20時(酒類の提供は19時)までの時短営業を実施した場合、最大108万円)</p> <p>①裏面【対象店舗】が22時まで時短営業した場合 ⇒日数×4万円(最大100万円)</p> <p>②裏面【対象店舗】が追加要請期間中(1月8日～11日)、20時まで時短営業した場合 ⇒①の金額に加えて、追加要請期間中に20時まで時短営業した「日数×2万円」を追加(100万円+8万円=最大108万円)</p> <p>③上記①に該当せず、裏面【令和3年1月4日に新たに時短要請の対象となった店舗】が追加要請期間中(1月8日～11日)、20時まで時短営業した場合 ⇒日数×2万円の協力金を交付(最大8万円)</p> <p>時短営業開始日から、令和3年1月11日まで連続して時短営業することが必要です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>例</th> <th>時短営業実施日</th> <th>交付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>12月18日～1月11日に22時まで</td> <td>1月11日を含む連続した25日間で100万円</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>12月19日、1月6日～11日(8日～11日は20時まで)</td> <td>12月19日は連続していないため対象外。連続した6日間24万円+「4日間×2万円」=合計32万円</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>通常21時まで営業。1月10日～11日に20時まで営業</td> <td>追加要請期間中(1月8日～11日)のうち、連続した「2日間×2万円」=合計4万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※対象地域内で複数の店舗を運営している事業者は、時短営業を行った全店舗について一括して申請してください。</p>		例	時短営業実施日	交付金額	①	12月18日～1月11日に22時まで	1月11日を含む連続した25日間で100万円	②	12月19日、1月6日～11日(8日～11日は20時まで)	12月19日は連続していないため対象外。連続した6日間24万円+「4日間×2万円」=合計32万円	③	通常21時まで営業。1月10日～11日に20時まで営業	追加要請期間中(1月8日～11日)のうち、連続した「2日間×2万円」=合計4万円
例	時短営業実施日	交付金額												
①	12月18日～1月11日に22時まで	1月11日を含む連続した25日間で100万円												
②	12月19日、1月6日～11日(8日～11日は20時まで)	12月19日は連続していないため対象外。連続した6日間24万円+「4日間×2万円」=合計32万円												
③	通常21時まで営業。1月10日～11日に20時まで営業	追加要請期間中(1月8日～11日)のうち、連続した「2日間×2万円」=合計4万円												

【申請受付期間】

〈郵送申請のみ〉令和3年7月28日(水)～令和3年8月31日(火)(当日消印有効)

【問合せ先】神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(申請再受付)事務局
☎080-7581-6400 ☎080-7581-6412

〈受付時間〉月～金(祝日除く) 9時～17時

【裏面へつづく】

【対象店舗】

1. 横浜市、川崎市にある酒類を提供する飲食店・カラオケ店
2. 令和2年12月15日（時短営業要請日）より前に開業していて、営業の実態がある
3. 食品衛生法に基づく飲食店の営業許可を令和2年12月15日（時短営業要請日）より前に受けている
4. 12月15日（時短営業要請日）より前から22時～5時の時間帯に営業していた
5. 県の要請に協力し、令和2年12月18日～令和3年1月11日の間に、5時から22時の間に時短営業（休業を含む）をしている。また、時短営業の案内を店先などに掲示している

※追加交付を受けるには、【令和3年1月4日に新たに時短要請の対象となった店舗】の5も満たす必要があります。

【令和3年1月4日に新たに時短要請の対象となった店舗】（例：通常22時までの営業としている店舗など）

1. 横浜市、川崎市にある酒類を提供する飲食店・カラオケ店
2. **令和3年1月4日（追加時短営業要請日）**より前に開業していて、営業の実態がある
3. 食品衛生法に基づく飲食店の営業許可を**令和3年1月4日（追加時短営業要請日）**より前に受けている
4. **令和3年1月4日（追加時短営業要請日）**より前から**20時～5時の時間帯に営業していた**
5. 県の要請に協力し、**1月8日～1月11日の期間に、5時～20時の間に時短営業（酒類の提供は19時まで。休業を含む）**している。また、時短営業の案内を店先などに提示している

【提出書類】

1. 交付申請書
2. 振込先の通帳（見開き部分）等の写し
3. 食品衛生法に基づく飲食店の営業許可証の写し
4. 酒類を提供していることがわかる写真など（メニューやホームページなど）
5. 従来の営業時間がわかる写真など（看板など）
6. 店先に「時短営業の案内」を掲示したことがわかるもの（**時短営業要請（6-1）と追加要請（6-2）それぞれに応じた内容がわかるもの**）
7. 本人確認書面の写し（個人事業主のみ）
8. 当初申請期限内に協力金を申請できなかった理由書

【イメージ】

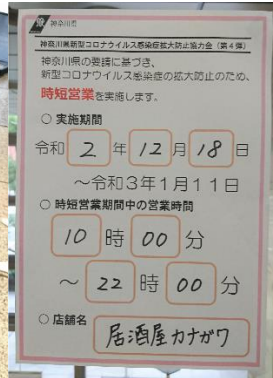
▼提出書類4



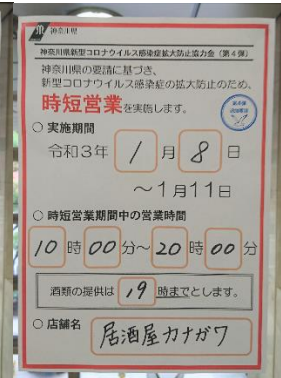
▼提出書類5



▼提出書類6-1



▼提出書類6-2



詳しくは、神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（再度の申請受付）
ホームページをご覧ください

神奈川県 協力金 申請再受付

